

平成21年度 第1回公共事業評価専門委員会

議 事 録

平成21年7月14日

平成21年度第1回公共事業評価専門委員会議事録

■日時 平成21年 7月14日(火) 13:30～15:30

■場所 ルポールみずほ

■出席者

○公共事業評価専門委員会委員

委員長	進 藤 利 文	(財)秋田経済研修所 専務理事・所長
委員	片 野 登	秋田県立大学生物資源科学部 教授
委員	木 村 一 裕	秋田大学工学資源学部 教授
委員	佐 藤 悟	秋田工業高等専門学校 准教授
委員	高 橋 真由美	公募委員
委員	立 川 史 郎	岩手大学農学部 教授
委員	舘 岡 美果子	農家民宿「果夢園」経営
委員	長谷川 キクノ	秋田県美容生活衛生同業組合 副理事長
委員	端 憲 二	秋田県立大学生物資源科学部 教授
委員	松 橋 雅 子	M's 設計室主宰

(委員長を除き五十音順)

○秋田県

【農林水産部】

川原農林水産部次長、清野農地整備課長、池田水と緑の森づくり課長、
菅原農山村振興課長 他

【建設交通部】

加藤建設交通部長、神居建設交通部次長、小嶋建設交通部参事兼道路課長、
藤田河川砂防課長、柴田建設交通政策課政策監 他

■内 容

【1. 開会】

【2. 建設交通部長あいさつ】

以上 略

司 会 それでは審議に入ります前に報告事項 1 件について、事務局の方から説明させていただきます。

事 務 局 それでは事務局の方から報告いたします。本日配布いたしました右上に資料 1 と記載した資料を御覧いただきたいと思います。

報告事項といたしまして新規箇所評価基準の追加についてでございます。新規箇所評価基準につきましては、これまでお配りした資料の 1 頁目でございます、この別紙一覧の(1)～(37)までの適用基準がございましたけれども、農山村振興課所管の「地域用水環境整備事業（地域用水環境整備型）」という事業につきまして、これまでの適用基準では対応するものが無いため、今回新たに追加させていただきます。今回の新規箇所の評価から適用することとしたものでございます。なお、ただ今申しました事業の評価基準の内容につきましては、国の評価基準等を参考に、その次の頁のとおり定めたところでございます。報告事項としては以上でございます。

司 会 それでは本日の委員会ですけれども、午後 3 時30分頃を目途に進めさせていただきます。ここからの進行は進藤委員長の方をお願いいたします。

進藤委員長 委員長の進藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い会議を進めます。

本委員会に諮問があった事項についての審議に入りますが、諮問のあった事項について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、御説明いたします。お手元に配布させていただきました文書の写しのとおり、知事から当委員会に対して諮問がなされております。諮問案件は12件で、うち農林水産部所管事業の継続箇所評価 7 件、建設交通部所管事業の新規箇所評価 5 件となっております。

なお、継続箇所評価実施後、3 年目に当たりまして、評価基準点の確認を行ったものは、農林水産部所管事業の 3 箇所でございますが、前回の継続箇所評価からの増減が、5 点以上となった箇所が 2 箇所ございまして、その 2 箇所につきましては青色のインデックスを付けておりますけれども、事業コード「農一継一 2」及び「農一継一 3」として今回、継続箇所評価に挙がっております。

なお、5 点未満の増減だった事業につきましては「農一継一 8」のインデックスを付けたものでございますので御参照ください。以上です。

進藤委員長 農林水産部の所管事業について実施状況を説明していただきます。その後に質疑・意見交換を行います。続いて、建設交通部の所管事業について、県で実施した新規箇所、選定会議の結果を説明いただいた後、農林水産部と同様の手順で進行いたします。時間の都合上、県からの説明箇所は農林水産部が 7 件のうち 3 件、建設交通部が 5 件のうち 3 件、合計 12 件のうち 6 件の説明とし、

質疑に充てる時間を確保したいと思います。資料の最初の頁に説明箇所の一覧表があります。この抽出につきましては、昨年度第1回の委員会で説明があったとおり、事業メニューのバランスに配慮しつつ、事業規模の大きな箇所を優先しております。

それでは農林水産部の所管事業についての審議に入ります。農地整備課、水と緑の森づくり課の順で諮問箇所の説明をお願いいたします。

農地整備課 農林水産部農地整備課の清野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは農地整備課所管の公共事業継続評価対象箇所について御説明申し上げます。箇所数はため池等整備事業が1箇所、経営体育成基盤整備事業が3地区、計4箇所でございますが、それぞれの事業1箇所ずつ御説明をさせていただきます。

まずはじめに、ため池等整備事業についてでございますが、評価対象が1箇所のみでありますので、農林個別の一番上のインデックスが貼られているところですが、「農一継一1」というところをお開き願いたいと思います。

一ノ目潟地区というところがございますけれども、本地区の事業概要でございますが、平成16年度から平成24年度の完了を目指しまして、9箇年で一ノ目潟ため池へ導水しております水路トンネルの改修を行うものでございます。資料の位置図で示しておりますとおり、本地区は男鹿半島の男鹿国定公園内に位置しております。2枚程めくっていただきますと位置図がございますけれども、その位置図の下の方に青い色で囲っている部分がこのため池の流域、間接流域になっております。本事業で改修する水路トンネルを通りまして一ノ目潟、この赤でちょっと薄くて見にくいかもしれませんが、一ノ目潟というふうに書かれているため池ですけれども、ここに貯水されてその右上の方の赤い線で囲まれた部分の受益地へ農業用水として使用されるというものでございます。

初めの方に戻っていただきまして、事業の立案にかかる背景についてでございますが、このため池、江戸時代に一ノ目潟へ導水するために手掘りで作られた隧道で、現在で言いますと水路トンネルということですが、この隧道が長年の風化や亀裂そして崩落した岩塊によって用水を安定供給する機能が低下しております。また、抗口の決壊によりまして下流域に大きな被害を及ぼす可能性がありますので、平成16年度からこの隧道を水路トンネルとして改修する事業を開始しております。

次に事業目的でございますけれども、決壊等による下流域の災害の未然防止とかんがい機能の維持によりまして、農業経営の安定を図ることを目的としております。事業費は5億9,400万円でございます。計画時から見ますと、資材費等の上昇によりまして1,400万円程の増となっております。

事業の進捗状況でございますが、トンネル延長910mのうち、20年度までにトンネル掘削406mを実施しております。本年度21年度は200mの掘削を予定しております。22年度以降は残りの304mを実施いたしまして、24年度に完成したいということで事業を進めております。

次に事業推進上の課題といたしましては、翌年度の農業用水としての使用、それと上水道として使用するための用水を貯水しなければいけませんので、その貯水をする期間、約半年程あるんですけれども、それ以外の期間で工事を実施しなければいけないということで工事期間の制約がございます。

次に関連する計画等でございますが、「あきた21総合計画」に農地等地域資源の維持、保全活動の推進が重点事業として位置づけられてございます。

また、情勢の変化及び長期継続の理由についてでございますけれども、先程申し上げましたように、工事期間の制約に加えまして、当地域は国定公園内という特別な条件下にあることや、一ノ目潟に非常に世界的にも稀な湖底堆積物、年縞と言われておりますけれども、それが発見されまして、平成19年に一ノ目潟が国の天然記念物に指定されたことなどによりまして、環境に対しては一層配慮する必要があるということで、関係団体と協議した上で事業計画を一部見直しまして、先程申し上げましたように平成24年度の完了を目指しているということでございます。

次をお開き願います。続いて自己評価でございますが、最初に必要性についてでございます。本事業は先程申しましたあきた21総合計画のほか、「食料・農業・農村基本計画」、これは国の計画でございますけれども、農地防災対策のための施設整備を推進していくことを決定するなど、その必要性は非常に高まっていると思います。

緊急性についてでございますが、この水路トンネルは江戸時代末期から明治時代にかけて作られておりまして、現在に至るまで大きな補修が行われてこなかったことで、浸食が著しく、また、土砂等の流入によりまして通水に影響を及ぼしていると、そういうことからトンネルの決壊を防止する必要がありますので、緊急性が高いという地区になっております。

先程お渡しいたしましたお手元のA4版の写真を御覧いただきたいんですけども、上2枚と下の左の方ですけど、これが工事实施前の現況写真ということで、非常に上の方が軟質化しておりますし、それから土砂の堆積も見られると、非常に風化が進んでいる状況がお分かりいただけるかなと思います。

右下の方が工事实施中の写真でございます。

次に有効性についてでございますが、下流域への被害防止と農業用水の安定確保が見込まれます。また、工事の施工に当たりましては、環境に配慮いたしまして、低排気ガス使用の重機ですとか、ズリの運搬に対しては小型車両を使用しまして、仮設道路や仮設備についても最小限にしております。本地区につきましては国定公園内に位置し、先程言いました天然記念物の一ノ目潟に接していることなどから、国定公園の管理者や自然保護団体等とも十分な協議を行いながら事業を実施しております。

効率性ですけれども、費用便益費が1.11となっております。コスト縮減につきましても仮設計画を見直すなどしまして縮減を図っております。

熟度につきましては、関係者全員同意のもとに事業が申請されておりますし、市も応分の負担をしており、事業によってもたらされるトンネルの安全の確保、

そして農業用水の安定的な確保ということでそれらへの期待が大きいと考えております。

以上、本地区の評価点の合計点は93点となりまして、判定ランクⅠとなります。総合評価といたしまして、事業完了に向けて本地区を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、経営体育成基盤整備事業における継続評価箇所の説明をさせていただきます。対象箇所は3箇所でございますが、この中から総事業費が最も大きい小種地区について御説明いたします。インデックス「農-継-2」をお開き願います。

本地区の事業概要でございますが、平成13年度から平成22年度までの10箇年で284haのほ場の整備を行う事業であります。位置関係について御説明しますと、本日お渡ししました先程の写真の次のA3版のペーパーを御覧いただきたいと思いますが、本地区は大仙市旧協和町の雄物川が蛇行している部分がありますけれど、その蛇行した部分に囲まれた雄物川右岸に位置しております。

事業の立案に至る背景でございますが、本地区は大正14年から昭和2年にかけて耕地整理事業として10aの区画に整備されておりましたが、農道の幅員は狭く、かつ用排水路は土水路のために営農や維持管理に大変苦勞してまいりました。また、地域農業を支える担い手の確保・育成も喫緊の課題となっております。このため、ほ場の大区画化や農地の汎用化、農地の利用集積を行う本事業を実施しまして、意欲のある担い手の育成や低コストで付加価値の高い水田農業の確立を目指そうというものでございます。

事業の目的といたしましては、生産基盤の整備によりまして、作業の効率を改善し、汎用農地を作りまして地域に即した作物の導入を可能にすること、また、農業生産法人に農地を集積し、効率的かつ安定的な営農の確立を目指すというものでございます。

事業費は53億9,100万円で、計画時点と比べますと労務費等の低下によりまして、1億900万円程の減となっております。

事業の進捗状況でございますが、区画形状を整備します工事は、いわゆる面工事ですけれど、平成19年度で完了しております。また、ほ場の汎用化を図るために実施する暗渠排水工事につきましても、昨年20年度までに本体の工事、管の敷設工事を完了しております。今年度は昨年度実施した工事の仕上げとその他の補完工事を実施しまして、平成22年度には換地処分を行いまして完了する見込みとなっております。

事業推進上の課題としましては、現在事業の妨げとなるようなものはございませんが、地元の農家から本事業の早期完了を強く望まれております。関連する計画等でございますが、「食料・農業・農村基本計画」、「あきた21総合計画」等に本事業の目的であります農地の利用集積の加速化、担い手の確保育成が重点施策として位置づけられております。

情勢の変化及び長期継続の理由につきましては、国の公共事業予算の削減や県の厳しい財政状況の中にあること、その中でも本事業を中核事業と位置づ

け、効率的かつ効果的に事業を推進しているところでございます。

次の頁をお開き願います。続いて、自己評価についてでございますが、まず必要性についてでございます。本事業は先程申し上げました「あきた21総合計画」で施策の柱の中核事業と位置づけられております。効率的・安定的な農業経営を図るためには、生産の基盤となるほ場整備の必要性は非常に高いと考えております。

次に緊急性についてでございますが、水田のフル活用、そして複合作物の生産拡大のために農地の汎用化は必要でありますし、地域農業を支える担い手の育成確保など地域農業の体質強化のためにも、事業の緊急性は高いというものでございます。

有効性につきましては、現在、地区全体284haのうち260haが農事組合法人「たねっこ」に集積されまして、集積率は92%と非常に高いものになっております。事業完了時の目標であります52.1%を大きく上回っております。

ここでA3版の参考資料をもう一度御覧いただきたいと思っております。資料左下と右上に示していますのは、法人の農地集積の状況でございます。事業計画当初は各集落を中心といたしまして、左の青いところで囲まれた部分ですけれども、5つの法人によりまして148haを集積するという計画でスタートいたしました。しかし計画を見直しまして、平成17年度に先程言いました「たねっこ」という法人が設立されました。現在では地区のほとんどである260haが、右上で言いますと赤く着色されているんですけれども、これが「たねっこ」に集約されまして、米以外にも大豆ですとかブロッコリーですとか花卉のリンドウなどが栽培されております。

また、大手企業と契約いたしまして、減農薬・減化学肥料の特別栽培米を生産しております。県内のほ場整備実施地区の中でも先進的な取り組みが見られております。

評価調書にお戻りいただきまして、効率性についてでございますが、費用便益比は1.36となっております。また、コスト縮減につきましても建設残土の有効活用ですとか、再生資材の利用などに取り組んでおります。

熟度につきましては、関係農家の同意を得て実施しております。また、着手後は地元農家をはじめ、大仙市、地元の土地改良区が一体となって事業の推進に取り組んでおりまして、推進体制は非常に良好でございます。

本地区の評価点の合計点は90点で評点ランクはIとなっております。総合評価といたしまして、事業完了に向けて本地区を継続することは妥当であると考えております。

以上、2地区の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

水と緑の森づくり課 水と緑の森づくり課池田と申します。よろしくお願ひします。座ったままで説明させていただきます。それでは水と緑の森づくり課所管事業につきまして御説明申し上げます。

総括表にありますように、今回御審議いただく事業は林道事業3件であります。これら事業につきましては平成2年から5年にかけて着手したものでして、いずれも平成15年度に再評価を行っております。評価結果は指摘事項も無く事業継続を了承いただいております。

3路線のうち、事業規模の大きなフォレストコミュニティ総合整備事業の米代線について今回御説明申し上げます。インデックスの「農-継-5」をお開き願います。

まず、最初に県の総合計画との関連であります。政策としては「自給力、需要創造力を高めよう農林水産業」の中の「森林整備から木材加工・販売までの一貫した体制の構築」を目指して事業推進に取り組んでいるところであります。御承知のように林道は木材価格の下落ですとか従事者の高齢化など厳しい情勢の中で、森林の適切な整備による多面的機能の発揮、または効率的な施業の実施による林業の持続的な発展、さらには農山村地域の振興を図るための基盤として整備しているところであります。また、最近では京都議定書に基づく地球温暖化防止対策における森林吸収源対策としての多様で健全な森林の整備や保安林等の適切な管理・保全などの推進に資することが期待されているところでもあります。

工事実施に際しましては、今、配布しました写真を見ていただきますが、縦3枚ですけれども、環境対策としまして、土砂の流出防止や掘削法面の早期緑化のみならず、間伐材等の木材構造物の活用などに努めるなど、自然に優しい林道整備に取り組んでいるところでございます。

路線の全体を説明いたしますので、A3で作成しております位置図をお開き願います。米代線は米代川右岸の白神山地の山ふところを通過します、八峰町峰浜石川から能代市二ツ井を經由して藤里町藤琴に至る幅員7m、延長約30kmの林道となっております。黒線部分は現在までの完成部分で約23kmにして、白神山地の入り口でもあります素波里湖まで開通しております。

森林の整備または森林の総合的な利用あるいは集落間の連絡道として生活環境の改善等に大きな利便性を発揮しているところであります。赤線は平成24年まで事業を実施、完成させる予定となっております約7km区間というふうになっています。

それでは調書の最初にお戻り願います。中段の事業の内容と進捗状況を御覧いただきたいと思っております。コスト縮減の検討によりまして、延長において606mの減、そして事業費におきましては、計画時193億円から現在171億円と21億円程度の縮減を実現できる見通しとなっております。

次の頁をお開きください。所管課の自己評価についてですが、緊急性の観点におきましては、利用区域内の杉人工林における蓄積が4～9齢級で55%、10齢級以上が43%と成熟期を迎えていること、また、効率性の観点においては、木材生産等経費縮減便益や水源かん養便益等による費用便益比が1.84であることなどから、箇所別評価基準によりまして評価点は87点でランクはIとなっております。森林基幹道米代線の全線開通により森林整備や木材生産のみならず、

地域住民への貢献が期待できるものと考えております。

以上で水と緑の森づくり課関係事業の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

進藤委員長 ありがとうございます。ただいま、農林水産部所管7件のうち3件について説明をいただきました。委員の皆様からは説明箇所限定しないで所管の諮問箇所につきまして質問・御意見等をいただきたいと思っております。

木村先生、何かないですか。

木村委員 それでは質問させていただきます。

今の最後で言いますと、いろんな新しい取り組みで特にコスト縮減に取り組まれているということで、写真見ましても木さく工による法じり処理ですか、まあこういうことが結果的にその後、維持管理費とかそっちの方に影響しないものかどうかということが一点です。

それから二つ目の継続2については目標をはるかにかなり高いレベルになっていて、92%ですか、当初の目標よりもかなり目標を達しているということなんですかね、とすると、さらにどの辺までがゴールになるか、ちょっとこの辺の数字のところはちょっとよくわからなかったんですが。集積率は92%になっていて、達成率は175%ですか、このところがちょっとわからなかったので教えていただきたいということです。

もう一点お願いしたいんですけども、一番目のものについては写真で今回初めて見させていただいて、もともと江戸末期からの手掘りのものだということで、これは何と言うんでしょう、国立公園内ということもありますが、地域資源というかこの辺の遺構的な価値があるのかどうか、その扱いについてちょっと知りたいと思いましたので、教えていただきたいなと思っております。

項目が多くて申し訳ありませんけれども、よろしく申し上げます。

進藤委員長 それでは回答の方お願いいたします。

農地整備課 維持管理、コスト縮減の面ですけれども、一番最初に御説明いたしました一ノ目潟につきましては、国定公園という状況にありまして、仮設備も非常に最小限に抑えて、その分若干工期の方はかかっているんですが、工期を長くとってもやはりコストを下げっていく、国定公園に負荷をかけないで工事したいということで、仮設備も最小限として実施しております。

事業実施後の維持管理につきましても、地元関係農家から仮設道路をこれからも使いたいというような話もございますので、その辺でも将来的な活用にもつながると思っております。

ほ場整備のコスト縮減につきましては、ほ場整備は地盤が低く、排水が不良なところを改善するためにその地盤を上げるという工事が往々にしてあるんですけれども、その地盤を上げるための用土を他地区の建設残土を活用して、購

入土ではなくて建設残土を活用して盤上げするといったようなことでコスト削減を図っておりますし、既存のフリーム等で使えるものがあればそれも使っていくというような対応をしております。それによりまして維持管理費がかかり増しするということは、ほ場整備等については無いと考えております。

もう一点の175%、92%のことですけれど、目標値が92%で、先程言いましたように、当初計画では5つの法人、集落毎に5つの法人で集積を図っていく計画を立てておりまして、その集落の担い手の所有面積等から将来の集積を見越して52%という計画を立てたところですけど、事業途中から先程言いました

「たねっこ」という非常に大きな法人を作るという、そういった動きがございまして、その法人に一気にまとめていこうという動きが加速しまして、92%の集積となっています。その92%を52%で割れば175というような数字になります。

それからもう一点、一ノ目瀉の江戸末期から明治にかけて掘られた水路ですけども、遺構という面につきましては特に文化財的に指定されているということはありません。

水と緑の森づくり課 それでは林道関係につきまして、最初にコスト削減に関しましては、線形を見直し、既存道路を計画路線の中に取り込むなどをしたおかげで、延長の縮減が図れましてここにありますように、まあこれだけではないんですけども、計画時から比べるとイニシャルコストの削減が図れたということです。それで写真にありますように、こういう木製品を使った場合に逆にその維持管理費に逆の跳ね返りがあるのではないかというような、確かにそういうことも懸念されるわけですけども、例えばこのユニット丸太による法じり処理をしますと、草刈りなど、そういった維持管理費が軽減されますし、こういった現地発生材を使った法じり対策等は、有機物ですので現地に馴染んで基本的には地山化してくれるだろうというふうに考えていますし、木製ガードレールにつきましても、確かに鋼製のものと比べると寿命は当然短いわけですけども、これとて地場製品というんでしょうか、そういった間伐材をはじめとしたそういう製品を使えるということは、その時点でそのトータルでの意味のコストということで、そういったものが決して高くないだろうと理解しております。以上です。

進藤委員長 どうもありがとうございました。他にございませんか。佐藤先生。

佐藤委員 最初に御説明いただきました、ため池等一ノ目瀉の方でちょっとお聞きしたいと思います。

一つ目、私の個人的な意見というか拝見して思ったことなんですけど、今、木村先生もおっしゃいましたけれども、江戸時代にこのようなものを作ったとは素晴らしいものだなと思ひまして、今何とかこれを保存してほしかったかなと感じはしております。

そういった意味で質問2点ありますけれども、おそらくこの事業は、既にト

ンネル作っておりますので、何ともならないかと思うんですけども、基本的にコスト面から考えますと、おそらくサイフォンか何かでやったほうが非常に金的にもかからないと思いますし、あるいは以後の維持管理費も結構楽だと思いますが、あえて既存のトンネルに手をかけて作ろうとされた背景につきましてお聞きします。

あともう一点になります。同じくこの一ノ目淵ですけれども、B/Cの値が1.11と、他の事業に比べまして比較的低い値となっております。何故このような低い値になったのか、その辺の背景につきまして御説明いただきたいと思えます。

進藤委員長 それでは意見についてお願いいたします。

農地整備課 サイフォンという選択肢がなかったのかということですが、間接流域からの流水を、ため池に向かって導水しておりますが、この事業は防災事業で既存の施設を生かしながら整備していく事業でございますので、サイフォンというのは検討には挙がらなかったということでございます。それから最初に現況のままに残せなかったのかという話なんですけど、写真で御覧いただきましたけれども、非常にもろい状況で人がこのままでは入って維持していくのもなかなか危険な状態ということで、ギリギリの状態でなかったのかなと思っております。歴史的にはそういう話もあるかもしれませんが、そういうことで整備をさせていただいたということでございます。

それからもう一点、B/Cの件で低いということですが、通常、土地改良事業は、ほ場整備に代表しますように生産性が上がります。色んな新しい作物の導入ですとか、そういったことで生産性が上がるんですけども、このため池事業のB/Cの効果といたしましては、一つは維持管理費です。今まで管理に要していた時間と労力が、整備されることによって軽減されるというのが一つ、それからもう一つは防災事業の特徴なんですけれども、防災事業は被災の防止効果ということがあります。その二点が大きなところで、生産性の向上というのがなかなか見込めない事業でございますので、他の事業と比べると若干低くなっているということでございます。

進藤委員長 はい、どうぞ、長谷川さん。

長谷川委員 林道事業のユニット丸太、はじめて見たんですが、これをやっている所は他にあるのでしょうか。

水と緑の森づくり課 法じりにはブロックとコンクリート構造物で従来やっていたんですが、こういう現地発生材を法じり処理に使うということは現在、こちらとしては推奨しております、現地発生材の有効利用という観点でやっています。

長谷川委員 今現在、どこで利用しているかということです。これは初めてやったのかそれとも何回もやってこういうふうになったのか。結局、間伐材を使ったりするのはいいんですけども、草が生えてこないためにやるというのはどうかかと。

水と緑の森づくり課 いえ、県内の林道事業では広く採用しております。

長谷川委員 そうですか。私は初めて見たのでいいのかなという感じでございました。どういう所でやっていますか。車で走っていて見たことがないんですけども。ずっと奥の方でしょうか。山の奥の方というか。

水と緑の森づくり課 林道に入られる機会はお有りですか。

長谷川委員 あまりないんですけども、でも、色々走っているんですけど、こういうの見たの初めてなので、これが果たしていいのかどうか、いいと思ってやっているんでしょうけど。

水と緑の森づくり課 私も、初めてこの工法を取り入れて事業をしたのは、雄勝にいた時ですので10年くらい前でしたけれども、そんなに何十年も前からやっていたということではないです。確かにおっしゃるとおりです。ただ、こういった間伐材というんですか、現地発生材、林道を作る時に支障木等も発生しますので、そういうものを有効利用して、適切な維持管理に役立てようという趣旨で使っています。

長谷川委員 間伐材を色々やるとすれば手間暇かかるのでは。間伐材を使うのはいいことですよ。ですが、経費的なものはどうなのかなと思いましたのでお聞きしたわけです。

水と緑の森づくり課 これは丸棒加工です、丸くするたって簡単な加工だけで済ませています。確かに皮付きのままやると現場で裁断してというのがありますが、杉の間伐材の皮付きですと、すぐ腐ってしまいます。ですから一定度の処理というんですか、最低の加工はどうしても必要になるということです。

長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

進藤委員長 まあ、素人が見ると見た目がこうきれいだし自然に優しいように思います。例えばコンクリート等に比べて、それで崩落を防げるというのであればいいんですが、今言ったコストとかそれから当然考えておやりになっているんでしょうけれども、それから耐久年数というか、そういうものを中期的に見た場合、他の方法と比べてコストがどうなのか、そういう気がします。

長谷川委員 ありがとうございます。

進藤委員長 ちょっと私から質問させていただきます。質問というか確認ですが、今、説明ありました「農一継一2」とそれからほぼ同じような形の「継一3」との比較です。

事業期間、事業規模、事業内容は、ほとんど同じで子細に見ると金額が少し変わっています。評価点は説明のあった方が非常に上手く言っているし、色々話題になっているところで90点。かたや、横手市の方は79点。まあこれも得点はいい方なんでしょうけれども、やや厳しく評価しているのかわかりませんが、若干の差があるということです。それから前者の方がより上手くいっているということなんでしょうけれども、特に熟度とか、必要性、緊急性とか有効性で結果的には11ポイント差が出ているということです。

それから非常に細かいことで恐縮ですが、事業の規模は面積で見ると284haと393haということで100haぐらい差があるんですけども、それでも事業経費というか事業規模は同じである。もちろん経費の内訳なりその辺を見ればだいたいわかるんですけども、暗渠の工事とかが色々違うから、結果的には同じくなくなったんでしょうか。

まとめて言うと、評点の差、それからもう一つは事業のグロスで同じだけれども、暗渠とか色々工事が違うからだということか。ちょっと教えていただきたいなと思います。

農地整備課 最初の評点の方ですけども、明らかに数値で点数を変えるという部分とそれから外的な要因で点数が開くという部分があるんですけども、この辺、評価の仕方にも少し関係するんですけども、まず数値でもって評定が違うという部分については、熟度のところで事業の同意状況というのがあるんですけど、全員100%同意が得られているという地区は最高点が入りますけれども、やはり自分の財産を動かすほ場整備では、なかにはどうしても負担金のことなどもあって事業には参加できないという方がおります。そういった方が1名でもおりますと、ランクが下がってくるということで点数が低くなっております。沼館の方が79点ですけど、これでやはりその点で低いということが一点ございます。

それから違うところでいいますと、他事業との関連というのがありまして、他事業の関連をしっかりとやっているところは点数高くなります。

また、今回の地区はすべて環境に十分配慮しているということなんですけど、例えば希少な動植物がいるところで十分配慮していくというような工事の仕方であれば点数が増えていくというようなところがございます。

また、先程言いましたように暗渠排水というものもありますけれども、その地区によりまして非常に地盤のやわらかい地区がありまして、沼館もそうなんですけれども、そういったところでは軟弱地盤対策というのが出てきます。そのような場合に大きな工事費がかかるというようなこともありますし、その他に排水系統上で、大きな排水路が必要になったり、また、基幹的な例えば頭首工ですとかポンプ場ですとか、そういうのを取り込んだ地区は高くなる傾向にご

ざいます。後段の話は一般的な話でございますけれども、以上でございます。

進藤委員長 大変細かくて恐縮ですけれども、経費内訳という調書のところに欄があるんですが、その他というのは主なものはどういう項目なんですか。例えば事業3では8億5,000万、事業2では5億8,000万ですか。

農地整備課 その他で大きいのは、ほ場整備でいえば換地費がございます。一時利用から最後の換地処分まで確定測量を含めまして相当の金額がかかりますし、その他に測量設計費、そういうようなものも入っております。

進藤委員長 わかりました。あともう一つだけ。男鹿市の一ノ目潟の件で、説明ちょっと聞き漏らしたんですけど、年縞、この前研究に携わった学者の講演を聞いたんですけど、非常に貴重なもので非常に価値のあるものだと、当然学術的にも。それに対して環境保全の評価は非常によくなっていましたけれども、それとの整合性というか、その辺は。

農地整備課 評価が高かったのはその地域が国定公園ということもありますし、それから今言いましたように、湖がそういった湖ですので、工事中の泥水を出来るだけ流入させないというようなことに気を使った工事をしているということでございます。

進藤委員長 この工事で年縞に対する影響というのは、ほとんどないということなんですか。それはわからないでしょうけど。

農地整備課 極力影響がないように泥水を流入させないようにということが工事として出来る対応なのかなと考えております。

進藤委員長 わかりました。委員の皆さん、他にございませんか。立川委員、どうぞ。

立川委員 今の御質問に関連してなんですけれども、評価概要の一覧のところ、今の農-2と農-3なんですけれども、ランク付けで2の方はⅠ、農-3の方はⅡということになってございます。評価の結果の理由と総合評価のところを見ますといずれも全く同じ表現になっているんですが、そうやってきますとランクのⅠとⅡの意味づけというんでしょうか、そのあたりのところをどう考えたらいいのかということで、ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけれども。例えば評価がⅡになったとしても、評価内訳のところのこの観点が非常に高いというようなそういう何か御説明があればよろしいのかなという気はするんですけれども、そのあたりちょっとお考えを伺いたいと思います。

農地整備課 評価ⅠとⅡということで両方とも事業を推進していくというような評価にな

っておりますが、今、お話ありましたように的確な表現が必要と考えております。これからその辺も踏まえてしっかりとした記述をしていきたいと思っております。

進藤委員長 ありがとうございます。他に。松橋委員、どうぞ。

松橋委員 私もこの評価基準のところを確認させていただきたいんですけれども、先程、委員長もお話しておりましたけれども、配点をする場合の点数です。

農一継-1は環境との調和への配慮状況ということで環境保全への配慮に関しては、「十分に配慮している」、「配慮している」、「配慮が不十分である」のこの3つに分けられています。こちらはまず「十分に配慮している」という10点が付いていますが、こちらとほ場整備とはまず事業の内容が違いますけれども、ほ場整備の方は配慮しているというふうな点数が付いているわけです。「十分」という言葉が付くと付かないではどういう観点で点数が付くのかということを確認させてください。

農地整備課 特にはっきりとした仕分けの基準というのは設けてないんですけれども、先程言いましたため池につきましては国定公園ですとか非常に珍しい天然記念物もあるということで、出来る限りの環境に配慮した工事になるということが一つあります。そういった地区であって、配慮すれば10点というようなことです。

ほ場整備については水田の中の工事ですので、例えば、希少なハリザッコという珍しい魚がいるとか、そういうのがあれば施工上でも配慮した工事します。そういった地区にあっては配慮項目として上がってきますので、10点という点数になります。周辺の集落への騒音の低減ですとか、河川への泥水の流入防止ですとか、一般的に必要な環境対策については5点としております。

松橋委員 わかりました。天然記念物があるとか、国定公園であるとかということがなくても十分に配慮していただきたいということは県民としてすごく思っていますし、秋田はやはりその自然が豊かで、だからこそ当たり前で普通であればいいというものではなくて、どんな一般的な田んぼでも、そういった、もしかすると私たちの気づかないところに残さなければいけないものがあるかもしれないですし、逆に秋田県は厳しく配点してそれを配慮しているというふうに謙虚に点数を付けていると思えばよろしいことかと思いますが、その点数の配分がちょっとわからなかったものですから確認させていただきました。きちっと騒音のことだとか震動のことに関して書いておられるので内容はわかりましたが確認させていただきました。

もう一つ、質問ではなくて意見なんですけど、フォレストコミュニティの方の先程見せていただいた写真で、逆に私は秋田はこうやって間伐材を積極的に林道や道路の脇に使って、その地山化することも含めて自然を大事にしているんだというのを、私は逆にこれを見てすごくうれしく思いました。川であっても山であってもコンクリートで固めてしまうことは、いともたやすく出来るかも

しれませんけれども、やはりその元の形をなるべくなくさず、自然の素材にこだわるということも、私は逆に壊れても直しやすいものとして考えれば、私はいいなとちょっと思っておりましたので、ただ、あまりにも新しすぎるので取って付けたように見えはするんですが、これはこれでよろしいかと思いました。

一つ質問なんですが、一番上の木製ガードレールに関して、説明の中で地場製品というお言葉でしたが、どこで作られているものであるか教えていただけますでしょうか。

水と緑の森づくり課 すみません、ちょっとその件に関しましてはガードレールについて補修等であればと言ったんですけれども、ガードレールについて安全基準を満たすためには相当の費用等かかります。ですからガードレールにつきましては県内製品ではございません。ここは白神県立自然公園内であるということで、景観に配慮するというので、このガードレールは使っております。きちっとそういう道路構造令に見合う基準、強度を有するかどうかを確認するためには、1千万単位のお金がかかります。残念ながら県内ではそういう認可を得た業者はございません。

松橋委員 そうですか。先日、木で作った砂防ダムを北秋田の方で4種類程見る機会があって、開発やそういった検査等にもお金がかかることは十分わかるんですが、この木製ガードレールが県内製品というのであれば逆にもっと売って、秋田に経済効果をもたらす、その砂防ダムも秋田で生まれた砂防ダムという形で売れるなら、本当にその林業に関する秋田ならではの製品としての活用ができるのかなって、私はうれしく思ったのですが、今後もしそういうことが出来るなら、秋田の間伐材を使った何かができたらいいなと、個人的に思いましたので、長くなってすみませんでした。

進藤委員長 いいえ、工事の方からビジネスの方まで活発な御意見ありがとうございます。時間も押しているんですが、一つ、林道の方の図を見ていて、確認したいと思います。

右の方の坊中橋（木の橋）と書いています、これはどこなんですか。この矢印のところ、終点のところ出来る橋なんですか。それとこの木の橋というのはこの欄干を含めた上部の方か。下はもちろん橋脚はコンクリートでしょうけれども。木というのは、木製という意味での木の橋なんですか。

水と緑の森づくり課 坊中橋は既存です。ここにありますようにこの路線と関わりなく、秋大の先生の御協力を得ながら、木橋ということで大規模なものに取り組んだ成果です。終点側にある橋です。

進藤委員長 失礼しました。それはわかりました。結構です。あと感想です。これは非常に期間も長くて規模もここである中ではダントツに大きな工事で、林道はそん

なものでしょうけれども、このくらいの林道工事、規模的にはこれよりもまだ大きいものが今日の委員会と関係なく、公共工事の中で県内にあるものですか。

水と緑の森づくり課 ございませぬ。

進藤委員長 これが一番大きいんですね、現在。わかりました。

他にございませぬですか。まだ意見も出尽くしておりませぬけれども、また後でお伺いすることにして、建設交通部の方の所管事業に入りたいと思います。

対象の新規箇所についてでございますが、はじめに、県が実施した新規箇所選定会議の結果について、説明していただきたいと思います。

建設交通政策課 それでは新規箇所選定会議の結果について御報告いたします。資料でございますがお手元の資料の表紙が青の箇所総括表となっていると思います。

これから5頁目でございます。A3の横版、右上に建設交通部と、先程の農林水産部の一覧表の次のA3の表でございます。ここに建設交通部の事業としまして、道路課の事業が2件、河川砂防課の事業が3件載っております。番号の1番、建一新-1となっておりますが、これは一般国道341号線につきまして、幅員の狭い箇所であつ大型車のすれ違いが困難な箇所の解消を図ろうとするものでございます。2番は、主要地方道角館六郷線につきまして、通学路にもかかわらず、歩道が設置されていないところに新たに歩道を設置しようとするものでございます。3番の森幸苑沢につきましては、障害者支援施設を保全するために砂防堰堤、それから溪流保全工を設置するものでございます。4番の中台沢は、家屋や自治会館、県道等を保全するために堰堤並びに溪流保全工を行うものでございます。5番の前田沢は家屋や県道を保全するために堰堤並びに溪流保全工、それから山腹工等を行うものでございます。真ん中辺に評価内訳がついておりまして、いずれも80点以上ということで、優先度がかなり高い事業ということになります。それから次にB/Cでございますが、上の道路2つにつきましてはB/Cの評価をしておりませぬ。

次に評価結果でございます。評価結果につきましては総合政策課長の2次評価並びに財政課長意見、そして最終評価ということで全て「選定」というふうに書かれてありますが、これは事業の実施が妥当という評価を得たということでございます。新規箇所選定会議の結果につきましては以上でございます。

進藤委員長 御説明ありがとうございました。ここまでのところで質問ありますか。それでは関連してまた後でわからないところあれば質問してください。

建設交通部所管の5件について審議を行います。道路課、河川砂防課の順に説明をお願いいたします。

道路課 道路課長の小嶋と申します。よろしくお願ひいたします。座らせて説明させていただきます。道路課所管事業で今回御審議いただく案件は新規箇所評価の

2件でございます。

まず、県一新-1の1頁をお開きください。事業概要でございますけれども、事業名は地方道路交付金事業でございます。事業内容としては、道路の路肩を拡幅しまして、雪の堆雪幅を確保する事業でございます。総合計画との関連で申しますと、政策名が「快適で災害に強い生活基盤づくり」、施策名が「四季を通じて快適な生活環境の確保」というふうになってございます。一般国道341号、鹿角市熊沢地内におきまして、事業期間が平成22年から平成25年までの4年間、事業費が4億円、延長720m、車道幅員5.5m、全幅員8.5mの道路を整備するものでございます。

3枚目をお開きいただきたいと思っております。熊沢工区の位置図と計画概要図でございます。赤の点線部分が熊沢工区となっております。国道341号は十和田八幡平国立公園と田沢湖角館の観光拠点を連絡する観光道路としての機能を有すると共に、生活圏内の主要な地域を連絡する生活道路として重要な路線であります。熊沢工区は鹿角駅から約14km南にあります。急勾配で急カーブが連続している上、幅員狭小で大型車のすれ違いや円滑な車の走行に支障をきたしており、特に積雪期には路肩の堆雪が大きな障害となっております。

次の頁を御覧ください。現況写真といたしまして、急カーブの状況、積雪による路肩の堆雪状況、冬期の排雪状況を示してございます。当事業は道路の左右路肩を各々1.5mに広げることによりまして、冬期における安全で円滑な交通の確保、大型車のすれ違い解消、地域住民、道路利用者の安全確保、冬期孤立可能性の高い地域へのアクセス確保を実現するものであります。

評価の内容でございますけれども2頁目を御覧ください。

当道路課の1次評価といたしましては、地域間交流を支える重要路線であること、冬期における安全性を早急に確保する必要があること、緊急確保路線に指定されており防災計画上重要であること、費用便益比が1.3であること、既存施設を有効活用していること、地域からの要望があることなど、必要性はもちろんのこと、緊急性・有効性・効率性・熟度の項目において高い評価点を得ており、総合点で83点となっております。総合評価としては優先度が高く、事業を実施すべきと評価しております。

総合政策課長による2次評価と財政課長からの意見ですが、幅員の狭小、線形不良等により事業の実施は妥当であると評価されております。最終評価でも事業の実施ということで選定されてございます。

次に、建一新-2の1頁をお開きください。これも地方道路交付金事業でございます。主要地方道角館六郷線、大仙市太田町伊勢堂地内において歩道設置を行うものであります。

総合計画との関連でございますけれども、政策名として「安全・安心で衛生的な生活環境づくり」、施策名は「安全・安心な地域づくりの推進」となっております。事業期間が平成22年から平成26年までの5年間、事業費5億3千万円、延長377m、全幅員9.25m、このうち歩道幅員を2.5mで整備する計画としております。

3枚目をお開きください。A3の折り込みでございますけれども、これは伊勢堂工区的位置図、計画概要図、それと現況写真を掲載してございます。主要地方道角館六郷線は、県南部の横手市から国道13号を經由し、国道46号の仙北市角館、田沢湖、乳頭温泉等の観光地にアクセスする延長20kmの主要幹線道路であります。当該伊勢堂地内は小中学校や高校の通学路となっており、また、太田総合支所、郵便局等の公共施設も多く、生活道路にもなっております。しかしながら、交通量が1日6,500台もありますが、歩道が設置されておらず、市道との交差点部分も車道幅員が5.5と狭く、交通事故も過去10年間で16件発生しており、地元から歩道設置や交差点改良の要望が出されております。当事業は幅員2.5mの歩道を設置し、前後の歩道設置済み区間との連続性を確保すると共に、路肩を75cmに拡幅し、交差点部分については右折レーンを設けて円滑な交通処理をしようとするものであります。

評価の内容であります。先程と同じように2頁目を御覧ください。当道路課の1次評価においては、歩行者・自転車利用が多く、安全を確保する必要があること、交通事故件数が多いこと、交差点部の拡幅により出会い頭の事故などの削減に高い効果が見込まれること、側溝を歩道内に設置するなどコスト縮減を図っていること、地域からの要望があることなど、必要性はもちろんのこと、緊急性・有効性・効率性・熟度の項目において高い評価点を得ております。総合点で85点となっております。総合評価としては優先度が高く、事業を実施すべきと評価しております。

総合政策課長による2次評価、財政課長からの意見であります。交通量が多く、幅員が狭く、歩道も設置されておらず、安全に支障をきたしていることから、事業の実施は妥当であると評価されております。

また、最終評価においても、事業実施と選定されております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

進藤委員長 はい、ありがとうございました。

河川砂防課 河川砂防課長の藤田でございます。よろしく御願いいたします。座って説明させていただきます。

河川砂防課でお諮りする事業は3件となっております。これらの箇所につきましては山腹崩壊や溪岸侵食が進行しておりまして、箇所には多くの不安定土砂並びに倒木が堆積しており、今後の豪雨による災害発生の危険性が高まっている箇所でもございます。説明につきましてはその中で1番事業費が大きい前田沢について御説明いたします。

それでは建一新5のインデックスのところお開きください。事業名につきましては通常砂防工事、事業種別は砂防堰堤工・溪流保全工でございます。

路線名等につきましては前田沢、箇所名は横手市大森町八木沢字前田でございます。県道横手大森大内線と県道湯ノ又前田線が交差しており、そこに3本の土石流溪流が集中している地区でございます。

事業の概要でございますが、事業期間は平成22年度から26年度の5年間を予定してございます。総事業費が4億7,000万円、砂防堰堤工2基と護岸を設置する溪流保全工572m並びに山腹工、土留工でございます。

3枚目をお開きいただきたいと思っております。この立案にかかる背景でございますが、絵を見ながら御説明させていただきます。

毎年実施している調査の結果、流域内で平成7年と13年の豪雨以来、山腹崩壊や溪岸侵食が進んでおり、現在も不安定な土砂と倒木が溪床に堆積しているために、土砂災害の発生する危険性が高いと判断しております。

写真を見ていただきますと、左上は倒木の状況、それからその下につきましては溪岸が侵食され河川の河床に土砂が溜まっているという状況がお分かりになるかと思っております。それから右の方の写真を見ていただきますと、そこにさらに3本の土石流危険溪流が集中しており、県道横手大森大内線と県道湯ノ又前田線の交差するところに人家が集中しております。その集中している箇所に3本の溪流が入り込んでいるというところでございます。

被害想定範囲内には人家の他に避難所、それからこの両道路が県の第三次緊急輸送道路となっており、それに市道など、主要交通路が含まれております。

土石流が発生した場合には、家屋直撃はもちろんのこと、人身への被害、それから緊急輸送路、生活道路の通行止めにより住民生活に大きな影響を及ぼすことが予想されるというところでございます。

この事業により保全される対象人家は27戸でございますが、このほか県道横手大森大内線と県道湯ノ又前田線並びに市道、避難所でもある公民館1棟、寺社1棟というふうになっております。

また、前に戻っていただきたいと思っております。事業費の内訳及び事業内容でございますが、全体が先程も申しましたが4億7,000万円でございます。補助率が1/2でございますが、初年度22年度には測量設計並びに用地測量を行いまして、2年目の23年度は用地補償それから一番危険性が高いと思われております、先程の3本のうちの山から見て一番左側の沢から着手し、そこに堰堤工を実施したいと思っております。3年目にはその下流の溪流保全工を完成させながら、真ん中の山腹工を実施し、概成させようという計画でございます。4年目と5年目には引き続き堰堤工を実施しながら2基の堰堤工と山腹工により完成を図るというところでございます。

次に1次評価でございます。必要性につきましては、人家27戸並びに避難所、県道など多くの施設が被災するというふうなことでございますので、事業の必要性は高いという判断をしております。

緊急性につきましては、第三次緊急輸送路を含む2本の県道の合流点等あるいは避難所等も含まれているために早急な整備が必要であるというところでございます。それから効率性につきましては費用対効果が4.1ということで、効率性は高いと思っております。熟度につきましては、地域住民の意向を受けまして、横手市から県の方に要望書が出されております。その他、土砂災害警戒区域としても指定されておまして、住民説明会を実施しておりますことから、

地元住民の関心は高い箇所でございます。

判定でございますが、住民の生命・財産を保全する上でも必要な事業箇所であり、実施すべきということで考えてございます。その他、総合政策課、財政課の評価についてございますが、今後の豪雨による災害発生の危険性が高まっている箇所でございますし、流域内の荒廃が進んで河床には不安定土砂が堆積しているというところがございますし、両課とも強く危険性を認識しておりますし、民家のすぐ裏手であるということでございまして、緊急の整備が必要である、それから事業箇所としても優先度が高いということで実施は妥当と判断しております。

完成まで5年程かかるということでございますので、地元自治体並びに地元住民の方々と連携をしながら避難体制づくりを行っているところでございます。

その他2箇所の事業につきましても、今後の豪雨による災害発生の危険性が高まっているという箇所でございますし、同様の理由により新規箇所として要望したものでございます。

以上が河川砂防課関係の新規箇所でございます。土砂の災害から住民の人命・財産を守るために要望したものであります。どうぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

進藤委員長 はい、ありがとうございます。ただいま、3件について各所管課から説明がございましたが、ただ今の説明に関しまして、あるいは説明以外の箇所についてもそれぞれ質問・御意見を賜りたいというふうに思います。

片野委員 建一新-2についてちょっとお伺いします。効率性のところで交差点の右折レーンの長さを縮小してコストを縮減したというふうに書かれています。当初の設計においてもそれなりの意図があつて設計されたと思うんですけど、それを変更してコスト縮減したということで、安全性とかその他の点で問題がないのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

道 路 課 通常、右折レーンの設置につきましては、大型車の混入率をある程度勘案して、標準ですと右折レーンの長さを最低30mというようなことでとって、それで大型車の混入によってそれを計算しながら交差点の飽和度というものを計算しまして出すわけでありまして、ここの交差点につきましては、横手から角館方向に向かいますと、右側に曲がると旧太田支所がございまして、ということで、この交差点というのはそれ程大型車の混入が多くないということで、そういう意味でその部分を縮減させていただいたということでございます。

進藤委員長 先生、よろしいでしょうか。何かございませんか。はい、立川委員どうぞ。

立川委員 建一新-5につきましてお伺いしたいことが1点ございます。調書の中で流域内で平成7年と13年に豪雨での山腹崩壊と溪岸浸食が進行したというふうに

書かれております。1頁めくりまして、評価基準のところなんですけれども、この中の緊急性の災害実績でしょうか、過去の災害発生履歴のところ「その他」で0というふうになっているんですが、もしこの平成13年の山腹崩壊とか溪岸浸食というのを災害というふうにみなせば、ここは配点が10年以内ということで5ということになるかなと思うんですが、この辺り災害というふうに判定する際に、例えば規模ですとか種類、そういったものによって何か判定の基準というのがあるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

河川砂防課 通常、被害が発生した時に、被害等の実績としておりまして、部分的な崩落とかその崩落したものが家の方まで出てこない、流出してこないという状況になれば被害がなかったというふうにカウントしてございます。

立川委員 あくまでその人的な被害というんでしょうか、家屋の倒壊とかそういうものがなければこの場合災害とみなさないというような基準ということですか。

河川砂防課 災害等につきましては、カウントはしてございません。

進藤委員長 今、大事なところなので、明快な回答ございましたので、それはそれで理解できましたけれども、災害じゃないけれども、そういう事象があって幸いそういう人的な被害等なかった、その辺がカウントの仕方、今、先生からも質問ありましたけれども、人的・物的被害があれば災害ということ、あるいは県に届出があればという、その辺はどういう基準があるんですかね。

河川砂防課 土砂流出等につきましては、そういうふうな実態としては把握いたしますが、被害ということにつきましては、その土砂流出によって被害があった時にカウントいたしております。

進藤委員長 なるほど、わかりました。立川委員、よろしいですか。

立川委員 すみません、倒木状況の写真をちょっと拝見しますと、多分、杉の人工林かと思うんですけれども、そうするとやっぱり、この場合所有者の方にとっては被害というんでしょうか、そういうものがあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに今後考えたらいいか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

河川砂防課 これは個人有地でございまして、こういうふうに倒木が多くなったのは風によることも多いわけですが、間伐が行き届いていないという結果からもこういうふうな状況が多く見られております。ですので、木そのものにつきましては、個人の財産でございまして、私共についてはまだ撤去等、この工事着手前についてはできませんので、今後、工事に関わって支障あるものについては搬出

しようというふうには思っています。

進藤委員長 立川さん、そういうことで、ここは一つ御了解いただければと。木村委員、お願いいたします。

木村委員 建一新一1ですけれども、この事業の図面がございまして、2枚程めくると図面がございまして、今回新規要望区間というのが、その赤の波線だということですが、この国道341でしたっけ、この区間全般で、今回はここなのかもしれませんけれども、全体的な整備の必要性みたいなものとか、あるいは前後の関係、今までどの辺まで出来ていて、今後どういうふうな、とりあえず4、5年、この22年新規なのかもしませんが、その後どういう展開があるのかということがこの図面でちょっと3種4級とか、一次改築とかってあるんですが、前後の関係というのをちょっと教えていただきたいというのが一つと、関連してなんですけど、同じ一番なんですけれども、B/Cが1点いくらというお話があって、最初の説明では出していないと言ってたんですが、参考までに出しておられたのかどうか、だとすると、2番ですか、建一新2についてもB/Cは一応出しておられるのかどうか、もしありましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

進藤委員長 以上2点についてお願いいたします。

道 路 課 最初の国道341号の機能といいますか、位置づけでありますけれども、これは鹿角から由利本荘市まででありますけれども、田沢・角館辺りにつきましては、やはり観光道路というような位置づけがすごく強くなっています。県北部と県南部を結ぶという使い方もございますけれども、それは国道105号も同じような機能を持っておりますので、どちらかというとなら341号というのは観光的な使い方が強いのかなというふうに考えております。それと、この図面で改良済みのところでありますけれども、これは3種2級、3種4級等ございますけれども、これは利用交通量によりまして、こういう具合に区分してございますが、現在はこの熊沢の北側といいますか、上側の方まで、これにつきましては各種事業を使いまして、整備しているところでございます。今後につきましても、こういう堆雪帯あるいは県単の局部改良的なものを使いながら整備していきたいと考えております。

それから2点目のB/Cでございまして、この堆雪帯を確保する事業につきましても、どちらかというとなら、道路の改築工事的なものの方が濃いものですから、評価には反映されておりましたが、簡便法でもって一応出しております。それと、建一新2の歩道でございまして、これにつきましても先生も御案内のように時間短縮便益と走行経費の便益、それと交通事故の減少便益ということの3便益で現在やっておりますが、歩道の整備でございまして、時間短縮便益ですとか、走行経費の減少便益というのが出まないので、建一新一

2については、B/Cは算出しておらないというところでございます。

進藤委員長 どうもありがとうございました。端委員、何かございませんですか。

端委員 ざっと拝見しておりまして、緊急性というところでちょっと評価が低いと、確かに実際に人的な意味での災害が発生するとか、事故が発生するとか、そういうことがあれば緊急度は高いというような評価になるけれども、そこまではない場合だとこの計算ではやっぱり低くなってしまいます。だけれども、どのケースもお話を伺っていると、緊急性はあるんじゃないかなというふうに思うわけで、その辺り何とかならないのかなというふうに思います。

それから、一番目のところがニーズを把握していないという点でマイナスになっていますが、これはいかがなものかなという感じがしてしまいます。

どういうところに必要性があるかということについては、客観的な事実としての必要性というのはもちろん把握はしておられるとは思いますが、県民の方々の御意見というのもやはり聞かれた上でというのが適正じゃないかなという感想を持ちました。以上です。

進藤委員長 私はよくわかります、というか最もだと思います。県の方でも今出された御意見を十分参考にして、特に緊急性ということでは、県サイドでは一つの基準に基づいて、ある意味ではシビアに評価しているんでしょうけれども。それから後に出た県民ニーズをここで捉えるのは難しいんでしょうけれども、そのために0点というのもまたおかしいところもあるので、その辺を少し今後の参考にさせていただければと私は思います。

道 路 課 どうもありがとうございました。緊急性についてはそれぞれの点数ではあるかと思うんですけれども、ニーズの確認という意味では、うちの方も改めて今、委員長がおっしゃったように調べるということを今回はなかったんですけれども、ただ、熟度の点で地元の自治会ですとか、そういう整備促進協議会ということで、要望活動がどんどんなされておりますので、そういう意味ではそちらの面から必要性はあるのかなというふうに判断したところでございます。

佐藤委員 全体を通して思ったこととお教えいただきたいところなんですけれども、全ての1次評価の中に効率性、それから下の方には対応方針とございまして、まずほとんど入ってますのがコストの縮減、それから環境への配慮がまず7、8割方入っているかと思うんです。

これを拝見しますと、既に効率性の中に満点の10点とか付いているものがございますが、順番から言いますと業者さんから出てきた対応や工夫に対して付ける点数であって、点数の付け方が前後逆になっているかなという感じがしているんですけれども、この辺の仕組みとかどのようになっているか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

進藤委員長 よろしいでしょうか。

建設交通政策課 この時点で示されている効率性と言いますのは、我々が事業を計画する段階、その時点での評価でございまして、今、先生がおっしゃられました、例えば総合評価でありますとかそこら辺はその我々の計画に基づいて積算したもの、それに対してどういうふうな業者さんが対応なさるかということで、総合評価の点数は決めていくというふうな形になります。

それともう一つは、ISOの14001というのを県として取得しております、工事であれば1億円以上の工事ですか、そういうものについては新たにまた別の評価の基準を作っております、それに対応しているという状況です。

佐藤委員 ありがとうございます。そうしますと何かこの10点というのは例えばコスト縮減で10点満点付いたというのは、自分で書いた回答に対して満点を付けるというような取り方もできる、ちょっと意地悪な言い方になるんですけども、何かこの表現を少し変えられるか何かされたほうが良いという感じは私個人的にはしております。ちょっと厳しい意見で大変恐縮ではございます。

進藤委員長 今、佐藤委員の意見も今後参考にしていただければと思います。他に、高橋委員はよろしいですか。何かこの機会に。

高橋委員 建一新5の八沢木地区の事業なんですけど、やっぱり私としては「平成7年、13年に豪雨で浸食や山腹崩壊が進行しており」と記入されていますので、緊急性というのでは高い点をもっと評価してほしいなと思います。

資料を見まして、地主というか、木の処理については所有者の許可もありますし、そういう事業とかも迅速には進められないんだなとは思いました。ちょっとまだ考え中なので終わります。

進藤委員長 ただいまも前の委員の皆さんと同じような意見でございましたけれども、先程言ったように、今後まずその辺十分に緊急度という意味では検討をしていただければというふうに思います。館岡委員はよろしいですか。

館岡委員 私の場合は、ここに上がってくるような県道とかそういうものではないんですけども、普段生活している上で、市道でしたり、町道というところなんですけれども、我が家もやっぱり家の近くに耕作放棄地という、もう誰も畑とかあっても耕していないところがすごく多かったです。人の生命に関わるような事故とかそういうものは起こり得ないんでしょうけれども、不審者というか、そういう人達が車で入ってくるというか、例えば、私も自分で運転するような年代になったのであれなんですけれども、例えば女の子が自転車で一人でこいでいると、男の人が追い越して行ってバックミラー越しに目が合うんで

す。そういう人がまたぐるっと回ってきて、また追い越してみたりって、そういう精神的な不安になるような道路というのが結構うちの近くではあるようで、それから例えば小屋とかが残っていたりすると、例えばそういうところで自殺されてしまう方もいたりして、そういうふうなことが結構多くあって、そういうふうな、精神的な面での、何か対策とかそういうことが起こり得ないような安心・安全という県でしたり、市づくりというものも住んでいるものとしては望んでいきたいなと思っています。

進藤委員長 ありがとうございます。県民としてあるいは市民として生活の場からのニーズとか要望でしたけれども、県の公共事業には直接関係ないし、所管部はどちらか警察かあるいは市なのかあるいは県の他の部署なのか色々あると思いますけれども、何かの機会に県の会議等を出していただければというふうに思います。

それでは意見が一応出そろったということで、時間もきましたので委員会としての意見を集約させていただきます。県の対応方針を「可」とするものとして決定してよろしいかお諮りしたいと思います。

「異議なし」という声がありましたので、それでは本委員会は県の対応方針を「可」とするものと決定いたします。

以上で審議を終わりたいと思いますが、事務局の方に後はバトンタッチしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

司 会 委員長におかれましては長時間にわたる議事進行、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方、連続2時間の審議ということで、大変貴重な御意見をいただきまして、また、今後の評価の内容に反映させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

その他ということで、次回開催等について御説明させていただきたいと思っております。今回は建設関係の新規と農林水産関係の継続ということでしたけれども、次回はそれを逆転しまして、農林水産関係の新規、それと建設関係の継続というものを中心として御審議いただきたいと考えております。

その時期ですけれども、昨年度の第2回は10月28日に開催しておりますが、今年度につきましても9月の定例の県議会の日程との兼ね合いもございますが、その日程等を調整しながら10月頃を目途に開催させていただきたいと思っております。近づけばまた皆様方に日程等の御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成しまして、御確認のため皆様方にお送りさせていただきます。御確認いただいた後に確定しまして、県のホームページに掲載させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。